

お知らせ

諸規約・諸規程 一部改訂のお知らせ

総務委員会

2022年度第2回理事会（2022年6月25日開催）にて、以下のとおり諸規約・諸規程が一部改訂となりましたのでご案内します。なお、現在施行されている諸規約・諸規程の全文は、ホームページの [学会について](#)⇒[定款および諸規約・諸規程](#) からご覧いただけます。

■代議員選出規程

改訂後（2022年6月25日施行）	改訂前
<p>第6条（選出方法）</p> <p>第3条の代議員選出方法は、正会員による選挙とする。</p> <p>2. 第3条に基づく代議員の選出は、選挙管理委員会のもとに投票により行う。</p> <p>3. 投票は、定数以内有効の無記名投票とし、有効得票数の高点順に当選とする。</p> <p>4. 同数の有効得票数があった場合、第5条の選出数内を当選とする。</p> <p>5. <u>当選者は、有効得票数の上位より順次 最大定数までとする。ただし、当落の境界に同数得票者が生じた場合には、当選者が200名以内となる同数得票者までを当選とする。</u></p> <p>6. 立候補者数が定数以内の場合は、立候補者の信任投票を行い、有効投票数の50%以上の不信任があった候補者は落選とする。</p> <p>7. 信任投票の結果、選出数が160名未満の場合は、第9条に従い補欠代議員選挙を行う。</p>	<p>第6条（選出方法）</p> <p>第3条の代議員選出方法は、正会員による選挙とする。</p> <p>2. 第3条に基づく代議員の選出は、選挙管理委員会のもとに投票により行う。</p> <p>3. 投票は、定数以内有効の無記名投票とし、有効得票数の高点順に当選とする。</p> <p>4. 同数の有効得票数があった場合、第5条の選出数内を当選とする。</p> <p>5. <u>同数の有効得票数が第5条の範囲外の場合は、その該当する立候補者のみを対象に、再選挙を行う。</u></p> <p>6. 立候補者数が定数以内の場合は、立候補者の信任投票を行い、有効投票数の50%以上の不信任があった候補者は落選とする。</p> <p>7. 信任投票の結果、選出数が160名未満の場合は、第9条に従い補欠代議員選挙を行う。</p>
<p>第7条（選挙運動）</p> <p><u>選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得るために直接または間接に必要かつ有利な行為である。</u></p> <p>2. <u>候補者の選挙運動期間について、立候補の届出をした日から投票締切までとする。</u></p> <p>3. <u>候補者本人のみ選挙運動を可能とする。なお、候補者は、社会的責任を自覚し選挙運動において次の事項を行ってはならない。</u></p> <p>(1) <u>インターネット上で意見表明として立候補時の「抱負」および候補者本人が管理するSNSのみを使用可とし、それ以外は禁止とする。なお投票の開始以降は、当該SNS上のコンテンツの更新は行えない。</u></p> <p>(2) <u>買収行為（会員への金銭物品の授与、利益の供与または供与の約束）。</u></p> <p>(3) <u>選挙妨害行為（他の役員候補者およびその推薦者に対する誹謗中傷、侮辱、信用棄損行為）。</u></p> <p>(4) <u>公序良俗に反する行為。</u></p> <p>(5) <u>他の候補者と共同して選挙運動をすること（組織・集団による選挙運動も含む）。</u></p> <p>(6) <u>候補者およびその関係者が研修会講師等の場合、その</u></p>	※条なし

<p><u>立場を利用して選挙運動を行うこと.</u></p> <p>(7) <u>選挙運動以外の目的で集められたメールアドレスなど個人情報を無断で選挙運動に使用すること.</u></p> <p>(8) <u>前各号に定める他、選挙の公正を害し、著しく会員に迷惑を及ぼし、または会員としての品位を害する行為を行うこと.</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げる行為を会員および会員以外の者に依頼すること.</u></p> <p>4. 候補者以外の会員および会員以外の者は、次の事項を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>選挙運動用のホームページや候補者から届いた電子メール等を転送したり、プリントアウトして配布すること.</u></p> <p>(2) <u>候補者本人になりました情報発信.</u></p> <p>(3) <u>その他選挙運動に該当する行為.</u></p>	
<p><u>第8条（選挙違反）</u></p> <p><u>選挙管理委員会は、前条に抵触すると思われる行為を確認したときは、調査を行い、得た事実を理事会に報告する。また、前条に抵触すると判断した該当者に対して以下の処分を行う。</u></p> <p>1) <u>厳重注意</u></p> <p>2) <u>戒告</u></p> <p>3) <u>選挙権・被選挙権取消し</u></p>	<p>※条なし</p>
<p><u>第9条（選出手順）</u></p> <p>代議員選出に至る手順は次による。</p> <p>(1) 代議員選挙の公示ならびに代議員候補者の公募は<u>定期総会の6ヶ月以前</u>に行う。</p> <p>(2) 代議員に立候補しようとする者は、公示後30日以内に指定する方式により選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>(3) 立候補者数が160名未満の場合は、15日間の公募延長を行う。ただし、公募延長の公示はホームページ上で行う。</p> <p>(4) 公示後3ヶ月以内に立候補者名簿を選挙権有資格者に公開する。</p> <p>(5) 投票の締切は、原則として立候補者名簿公開後15日以上30日以内とし、締切日を明示する。</p> <p>(6) 開票は原則として締切日の翌日に行う。</p> <p>(7) 開票により、選出の結果を確定した後は、その結果を候補者に遅滞なく通知し、併せて学会のホームページ等で公開する。</p> <p>(8) 選挙管理委員会は選出の結果を当該年度内の理事会に報告する。</p>	<p><u>第7条（選出手順）</u></p> <p>代議員選出に至る手順は次による。</p> <p>(1) 代議員選挙の公示ならびに代議員候補者の公募は<u>総会の6ヶ月以前</u>に行う。</p> <p>(2) 代議員に立候補しようとする者は、公示後30日以内に指定する方式により選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>(3) 立候補者数が160名未満の場合は、15日間の公募延長を行う。ただし、公募延長の公示はホームページ上で行う。</p> <p>(4) 公示後3ヶ月以内に立候補者名簿を選挙権有資格者に公開する。</p> <p>(5) 投票の締切は、原則として立候補者名簿公開後15日以上30日以内とし、締切日を明示する。</p> <p>(6) 開票は原則として締切日の翌日に行う。</p> <p>(7) 開票により、選出の結果を確定した後は、その結果を候補者に遅滞なく通知し、併せて学会のホームページ等で公開する。</p> <p>(8) 選挙管理委員会は選出の結果を当該年度内の理事会に報告する。</p>
<p><u>第10条（代議員の任期）</u></p> <p>代議員の任期は、<u>2年</u>とする。</p> <p>2. 前項の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。</p>	<p><u>第8条（代議員の任期）</u></p> <p>代議員の任期は、<u>2年</u>とする。</p> <p>2. 前項の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。</p>

<p>3. 代議員に欠員が生じても、第5条の定数が満たされている場合は補充しない。</p> <p>4. 欠員により第5条の定数が欠如する場合は、補欠の代議員を選挙する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期に同じとする。</p>	<p>3. 代議員に欠員が生じても、第5条の定数が満たされている場合は補充しない。</p> <p>4. 欠員により第5条の定数が欠如する場合は、補欠の代議員を選挙する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期に同じとする。</p>
<p>第11条（補欠代議員の選出手順）</p> <p>第10条第4項ならびに第6条第7項に示す補欠代議員選挙の公示は、ホームページ上で行う。</p> <p>2. 補欠代議員に立候補しようとする者は、公示後20日以内に指定する方式により選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>3. 公示後40日以内に立候補者名簿を選挙権有資格者に公開する。</p>	<p>第9条（補欠代議員の選出手順）</p> <p>第8条第4項ならびに第6条第7項に示す補欠代議員選挙の公示は、ホームページ上で行う。</p> <p>2. 補欠代議員に立候補しようとする者は、公示後20日以内に指定する方式により選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>3. 公示後40日以内に立候補者名簿を選挙権有資格者に公開する。</p>
<p>第12条（総会出席の費用）</p> <p>代議員の総会出席旅費は、原則として支給しない。</p>	<p>第10条（総会出席の費用）</p> <p>代議員の総会出席旅費は、原則として支給しない。</p>

■役員選出規程

改訂後（2022年6月25日施行）	改訂前
<p>第4条（立候補者の受付）</p> <p>役員候補者に立候補しようとする者は、指定する方式により期日までに選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>2. 立候補者は、関係する履歴ならびに立候補者としての抱負を選挙管理委員会に提出するものとする。</p>	<p>第4条（立候補者の受付）</p> <p>役員候補者に立候補しようとする者は、指定する方式により期日までに選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>2. 役員候補者は、関係する履歴ならびに候補者としての抱負を選挙管理委員会に提出するものとする。</p>
<p>第5条（役員候補者の定数選出方法）</p> <p>役員候補者の定数選出は、選挙管理委員会のもとに投票により行う。</p> <p>2. 代議員により、それぞれ定数の役員候補者を選出する。</p> <p>3. 投票は、それぞれの定数以内有効の無記名投票とし、それぞれ有効得票数の高点順に役員候補者とする。</p> <p>4. 選挙管理委員会は、役員候補者定数選出結果を理事会に報告する。</p>	<p>第5条（役員候補者の定数選出方法）</p> <p>役員候補者の定数選出は、選挙管理委員会のもとに投票により行う。</p> <p>2. 代議員により、それぞれ定数の役員候補者を選出する。</p> <p>3. 投票は、それぞれの定数以内有効の無記名投票とし、それぞれ有効得票数の高点順に役員候補者とする。</p> <p>4. 選挙管理委員会は、選任の結果を理事会に報告する。</p>
<p>第6条（役員選任の方法）</p> <p>定時総会における役員の選任方法は信任採決とする。</p> <p>2. 信任採決の順序は以下とする。</p> <p>(1) 監事</p> <p>(2) 理事</p>	<p>第6条（役員選任の方法）</p> <p>総会における役員の選任方法は信任採決とする。</p> <p>2. 信任採決の順序は以下とする。</p> <p>(1) 監事</p> <p>(2) 理事</p>
<p>第7条（役員候補者定数選出および選任手順）</p> <p>役員候補者の定数選出および役員候補者選任に至る手順は次による。</p> <p>(1) 役員候補者の定数選出公示は役員候補者選任総会の3カ月以前に行う。</p> <p>(2) 役員候補者に立候補しようとする者は、公示後30日以内に指定する方式により選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>(3) 公示後2カ月以内に立候補者名簿を選挙権有資格者に公開</p>	<p>第7条（選出および選任手順）</p> <p>役員の選出および選任に至る手順は次による。</p> <p>(1) 役員の選出公示は総会の3カ月以前に行う。</p> <p>(2) 役員に立候補しようとする者は、公示後30日以内に指定する方式により選挙管理委員会に届出をしなければならない。</p> <p>(3) 公示後2カ月以内に立候補者名簿を選挙権有資格者に公開</p>

<p>する。</p> <p>(4) <u>役員候補者定数選出投票の締切は、原則として役員候補者立候補者名簿公開後 15 日以上 30 日以内とし、締切日を明示する。</u></p> <p>(5) <u>役員候補者定数選出投票の開票は、原則として締切日の翌日に行う。</u></p> <p>(6) 選挙管理委員会は、代議員の投票による定款第 26 条に基づく定数の役員候補者を、<u>役員候補者選任総会開催 15 日以前に公示する。</u></p>	<p>する。</p> <p>(4) 投票の締切は、原則として立候補者名簿公開後 15 日以上 30 日以内とし、締切日を明示する。</p> <p>(5) 開票は、原則として締切日の翌日に行う。</p> <p>(6) 選挙管理委員会は、代議員の投票による定款第 26 条に基づく定数の役員候補者を、総会開催 15 日以前に公示する。</p> <p><u>(7) 定款第 15 条に基づく総会において役員の選任を行う。</u></p>
<p><u>第8条 (選挙運動)</u></p> <p><u>選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得るために直接または間接に必要かつ有利な行為である。</u></p> <p><u>2. 候補者の選挙運動期間について、立候補の届出をした日から投票締切までとする。</u></p> <p><u>3. 候補者本人のみ選挙運動を可能とする。なお、候補者は、社会的責任を自覚し選挙運動において次の事項を行ってはならない。</u></p> <p>(1) <u>インターネット上での意見表明として、立候補届時の「抱負」および候補者本人が管理する SNS のみ使用可とし、それ以外は禁止とする。なお投票の開始以降は、当該 SNS 上のコンテンツの更新は行えない。</u></p> <p>(2) <u>買収行為（会員への金銭物品の授与、利益の供与または供与の約束）。</u></p> <p>(3) <u>選挙妨害行為（他の役員候補者およびその推薦者に対する誹謗中傷、侮辱、信用棄損行為）。</u></p> <p>(4) <u>公序良俗に反する行為。</u></p> <p>(5) <u>他の候補者と共同して選挙運動をすること（組織・集団による選挙運動も含む）。</u></p> <p>(6) <u>候補者およびその関係者が研修会講師等の場合、その立場を利用して選挙運動を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>選挙運動以外の目的で集められたメールアドレスなど個人情報を無断で選挙運動に使用すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に定める他、選挙の公正を害し、著しく会員に迷惑を及ぼし、または会員としての品位を害する行為を行うこと。</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げる行為を会員および会員以外の者に依頼すること。</u></p> <p><u>4. 候補者以外の会員および会員以外の者は、次の事項を行ってはならない。</u></p> <p>(1) <u>選挙運動用のホームページや候補者から届いた電子メール等を転送したり、プリントアウトして配布すること。</u></p> <p>(2) <u>候補者本人になりました情報発信。</u></p> <p>(3) <u>その他選挙運動に該当する行為。</u></p>	<p>※条なし</p>

<u>第9条（選挙違反）</u> 選挙管理委員会は、前条に抵触すると思われる行為を確認したときは、調査を行い、得た事実を理事会に報告する。 また、前条に抵触すると判断した該当者に対して以下の処分を行う。 1) 厳重注意 2) 戒告 3) 選挙権・被選挙権取消し	※条なし
<u>第10条（役員の任期）</u> 理事・監事の任期は2年とする。 2. 理事・監事の任期は、 <u>選任直後から</u> 、選任後2年後に行われる定時総会終結時までとする。 3. 監事・理事は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。	<u>第8条（役員の任期）</u> 理事・監事の任期は2年とする。 2. 理事・監事の任期は、 <u>選任後に開催される定時総会後から</u> 、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時まで</u> とする。 3. 監事・理事は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

■日本放射線技術学会雑誌投稿および審査規程

改訂後（2022年6月25日施行）	改訂前
<u>第10条（投稿規程）</u> (7) 図（写真を含む）表は本文と離して別ファイルとし、Fig.1（文頭ではFigure 1）、Table 1 のように番号をつける。本文内では番号順に必ず引用し、図表を組み込むおよその場所を段落と段落の間に前後1行を空けて記入する。	<u>第10条（投稿規程）</u> (7) 図（写真を含む）表は本文と離して別ファイルとし、Fig.1, Table 1 のように番号をつける。本文内では番号順に必ず引用し、図表を組み込むおよその場所を段落と段落の間に前後1行を空けて記入する。

■Instructions for authors of Radiological Physics and Technology (2022年6月25日改訂)

改訂箇所の概要は下記の通り。

- 1) Prerequisites for Publication Form の廃止
- 2) 記事種別 Clinical Techniques の刷新と Special Reports の追加